



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次

(取扱課室名) ページ

○ 監査公表

監査公表第13号

..... 1

## 監査公表

### 和歌山県監査公表第13号

平成27年1月29日付け監査報告第19号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年4月17日

和歌山県監査委員 保田 栄一  
和歌山県監査委員 足立 聖子  
和歌山県監査委員 井出 益弘  
和歌山県監査委員 宇治田 栄蔵

#### 1 東牟婁振興局地域振興部

監査実施年月日 平成26年12月24日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 直行命令している旅行命令簿において、直行せず出勤したにもかかわらず、旅行命令の変更がなされず、旅費もそのまま支給されていたので適正に処理されたい。</p> <p>(2) 簡易公開調達において、公告と説明書の提出期限等に食い違いがあったので、今後このようなことがないよう適正に処理されたい。</p> <p>(3) 支出に当たり、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 出納員の決裁漏れがあった。 イ 誤った金額による支出があった。</p> <p>(4) ETCカード使用承認・使用管理簿において、使用承認の漏れがあったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 職員が、直行での旅行命令の承認を受けた後、旅行命令の変更手続を行わず、在勤公署である当振興局に出勤し旅行を行ったものである。 今後、全職員に対し旅行命令簿の適切な記載方法及び旅費制度について再度周知徹底を行い、適正な処理に努めていく。</p> <p>(2) 平成25年度に実施した役務の提供等の契約に係る簡易公開調達における複数の案件で、公告と説明書の提出期限等の記載が食い違ったまま簡易公開調達を実施していたものである。 今後、複数人での審査を徹底し、適正な処理を行い、和歌山県の公共調達制度に対する信頼確保に努めていく。</p> <p>(3) 出納員の決裁漏れについては、健康福祉部串本支所の支出に際して、出納員による支払確認等は行っていたが、出納機関決裁欄への出納員の押印漏れがあったものであり、今後、押印漏れのないよう強く指導を行った。 次に、誤った金額による支出については2件あり、うち1件は、串本建設部関係の支出に際して、誤った請求金額の請求書により支出を行ったもので、他の1件は、新宮建設部関係の支出に際して、誤った支出命令額の支出票により支出したものである。出納員に対し、今後なお一層、支出票及び関係書類について審査を徹底するよう指導し、過誤のない適正な支出を行っていく。</p> <p>(4) 2日間の出張で旅行命令を受けたにもかかわらず、ETCカードの使用について、1日での使用として誤って承認を受けたものである。</p>

(5) 損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故が複数件発生していたので、今後は事故防止に留意し、車両の適正な管理に努められたい。

今後、ETCカード使用承認・使用管理簿記入に際しては、承認漏れがないよう使用者への注意喚起を図り、適正な処理に努めていく。

(5) 当部における損害賠償金及び修繕料の支払を伴う公用車による交通事故は3件発生しており、うち1件は、職員が交差点の右折時に安全確認を怠ったことにより発生したものであり、残り2件は、駐車場で後進時に安全確認を怠ったために発生したものである。事故報告後速やかに当該職員への個別指導を行うとともに、全職員を対象にした交通安全研修を実施し、交通安全の徹底を図った。

今後も職場研修等を通じ交通安全の徹底を図っていく。

2 東牟婁振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成26年12月24日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成25年度末で約837万円となっており、前年度末に比し約41万円増加している。</p> <p>今後も、文書による督促に加え、電話による催告、自宅訪問による納付指導など、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>また、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規未収金の発生防止に努められたい。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成25年度末で約341万円となっており、前年度末に比し約48万円減少している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 交際費の資金前渡に係る支出負担行為の決裁が、出納機関に合議されていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金については、不正受給防止のため、新規ケースの場合は保護開始時に、継続ケースの場合は毎年度最初の訪問時に「保護のしおり」を配布し、権利と義務、生活状況の報告及び収入の申告義務について周知徹底を図っている。また、毎年課税状況調査や年金調査を実施し、適正に収入申告がなされているかを把握している。不正受給の防止の基本は、訪問活動にあると考えており、今後とも計画的かつ定期的な訪問活動を実施し、生活状況の確認及び把握に努めていく。</p> <p>未収金について、管内の現受給者については保護費の支給との関係性があり、指導も行いやすく未収金は少ない状況である。過年度の未返還者については、死亡した者、居所不明の者、県外へ転出した者、生活保護から脱却したが生活基盤が脆弱で境界層にある者等様々なケースがあり、償還指導についても困難な状況にあるが、公平性の観点からも、今後とも粘り強く償還指導を行っていく。また、死亡した者で相続放棄がなされている場合等個々のケースに応じて、本庁と不納欠損処理等の協議を行っていく。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金については、新規貸付時の面接調査には本人と連帯借主及び連帯保証人に同席を求め、資金の使途や償還能力を十分把握するとともに、本貸付の目的や意義等について説明を行い、償還義務の意識付けを徹底している。また、貸付終了時には生活状況の聞き取りと償還の説明をしており、償還開始後、償還が滞れば訪問や電話により、生活状況を把握しながら償還指導を実施し、新規滞納者の発生防止に努めている。未収金については、対象者の生活は大変厳しく、経済的に弱い立場の方が多いため、完納は困難な状況であるが、電話や自宅訪問による償還指導を実施し、適切な債権管理に努めている。</p> <p>(3) 旅行命令及び外出承認については、各課長等の決裁権者に再度制度の内容を周知徹底し、適正処理に努めている。</p> <p>(4) 出納機関との合議については、適切な合議方法を再度周知徹底し、適正処理に努めている。</p>

(5) 早朝出発夜間帰着の条件を満たさない旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていたので、適正に処理されたい。

(5) 早朝出発夜間帰着の確認については、各課長等の決裁権者に改めて制度の内容を周知徹底し、適正処理に努めている。

3 東牟婁振興局健康福祉部申本支所

監査実施年月日 平成26年12月24日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成25年度末で約627万円となっており、前年度末に比し約29万円減少している。 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、早期の納付指導等による適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成25年度末で約53万円となっており、前年度末に比し約7万円減少している。 今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導を図るとともに、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 旅行命令簿において、宿泊命令又は夜間帰着を命令すべきところどちらも命令されていなかったもので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 生活保護費返還金の債権管理を怠っていたため、不必要な調定が行われていたので、今後このようなことがないように適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、未納者の大部分が現在も生活保護受給中で、経済的に非常に厳しい状況にあるが、分割納付等により粘り強く返還指導を行うなど、債権管理の一層の徹底を図っている。新規未収金の発生防止については、被保護世帯から収入を確実に申告するよう、新規ケースの場合は保護開始時に、継続ケースの場合は年度当初に生活保護の権利と義務についてのパンフレットを配布し、訪問時の指導を通じて被保護世帯への周知徹底を図っている。また、民生委員や町など関係機関との情報連携を密にし、訪問調査を積極的に行い、収入申告書の提出、課税調査、預貯金調査等の早期チェックを徹底させるなどの措置に努めている。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、未納者の生活実態の把握に努め、償還指導を行うことで、毎月一定の金額の返還がある。現年度における未納者は、電話や自宅訪問により償還指導を行い、年度内に未納分を全額返還済みである。このことから、現年度分の償還率は100%となっている。今後も新規の未償還金の発生を防止するため、貸付時に償還指導の徹底を図っていく。</p> <p>(3) 注意のあった件については、監査後直ちに職場研修を行う等、記入方法について職員に周知を図った。 今後はこのようなことがないように、適正に事務管理を行い再発防止に努める。</p> <p>(4) 生活保護費返還金の調定は、毎月定例的に実施しているが、誤って調定していた分があった。判明後、直ちに修正し返還計画も作成した。修正前の返還計画で調定し過納となっていた返還金については、戻出するため、調定を行った。 今後は、このようなことがないように、適正な処理に努める。</p>

4 東牟婁振興局申本建設部

監査実施年月日 平成26年12月24日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成25年度末で約80万円となっており、前年度に比し約4万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 旅行命令をすべきところ外出承認でしていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 土木使用料（公営住宅）の未収金の回収については、各戸訪問、電話及び文書による督促並びに連帯保証人への督促により、効率的な指導を行っている。今後も、未納者の現状を把握し、滞納整理における事務手続の徹底と、適切な債権管理に努める。</p> <p>(2) 自家用車を使用し、在勤公署である当建設部発着で申本町内の用務地へ出張するもので、用務地までの路程が半径2kmを超えているため、旅行命令をすべきところを外出承認で行っていたものである。所属の全職員に対し、旅行命令及び外出承認等の旅費制</p>

(3) 誤った金額の請求書により支出していたので、適正に処理されたい。

度について、周知徹底を行った。  
 (3) 産業廃棄物処分委託業務において、消費税の1円未満の端数を切り捨てて支出すべきところ、四捨五入により切り上げて支出していたものである。所属の全職員に対し、契約書の内容に従い適切に処理するよう周知徹底を行った。

5 東牟婁振興局新宮建設部

監査実施年月日 平成26年12月24日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 会計事務において、次の不適正な事務が多く見られたことは誠に遺憾であり、適正に処理されたい。今後、決裁権者はもちろん、内部牽制を有効に機能させ、会計事務手続の点検をするとともに、厳正な執行に万全を期されたい。</p> <p>ア 旅行命令事務 旅行命令をすべきところ外出承認でしていた。</p> <p>イ 超過勤務事務                      (ア) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、勤務時間の区分欄及び週休日の振替等欄を鉛筆書きしていた。                      (イ) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、正規の勤務時間外の公用車を運転した職員の超過勤務については、平成23年3月25日付人第495号人事課長通知に従っていなかった。</p> <p>ウ 決裁及び承認事務                      (ア) ETCカード使用承認・使用管理簿において、使用承認の漏れがあった。                      (イ) 物品調達台帳において、決裁印の押印がなされていない事例や、納入者の記載がなされていない事例があった。</p> <p>エ 支出事務                      (ア) 建設工事請負契約において、契約書約款の記載誤りにより前払金が返還されていた事例があった。                      (イ) 修繕料の支出票において、支出命令額を誤って入力し、過渡していた事例があった。</p> <p>(2) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成25年度末で約247万円となっており、前年度末に比し約62万円減少している。                      今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 工事請負契約の違約金については、平成25年度末で約38万円が収入未済となっているので、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(4) 船舶引揚の代執行に係る収入未済額については、平成25年度末で14万円となっているので、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(5) 港湾施設の使用及び工作物設置並びに港湾施設内行為の許可について、使用等が開始された後に提出された許可申請書に基づき、使用等開始時に遡って許可及び使用料の徴収を行っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項                      廃道敷地については、平成25年度末で5件が未処理と</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 旅行命令事務、超過勤務事務、決裁及び承認事務、支出事務等の会計事務において、不適切な事務が多く見られたことについては、起案者から決裁権者に至るまで複数人によるチェックを行う等、確認体制の強化を図るとともに、関係法令等を遵守の上、会計事務を行うよう、職員に対して周知徹底した。</p> <p>(2) 土木使用料（公営住宅）の未収金については、督促状や催告状による通知、電話及び訪問を行うなど、委託管理人とも連携を図りながら、適切な債権管理に努めていく。</p> <p>(3) 工事請負契約解除に伴う違約金については、納入義務者が所在不明、生活困窮等により回収困難な状況であるが、引き続き所在調査や訪問を行い、適正な債権管理に努めていく。</p> <p>(4) 船舶引揚の代執行に係る収入未済額については、定期的に債権者を訪問の上、分割徴収しており、引き続き適切な債権管理に努める。</p> <p>(5) 港湾施設の使用等の許可で、開始時に遡って許可及び使用料の徴収を行った結果、許可日と許可期間に食い違いがある状態で許可してしまったものである。                      今後は適正な事務処理についての職員への周知と申請者への指導を徹底していく。</p> <p>検討事項                      廃道敷地の未処理案件については、公図混乱により、</p>

なっているので、引き続き廃道敷地の現況に応じた適正な管理を行うとともに、処分に努められたい。

当該敷地の隣接関係が確定できず、払下げ等財産処分の見通しが立っていないところであるが、引き続き、敷地管理や現場の安全監視を行うとともに、近隣の整備工事における用地測量の成果を活用したり、道路改良計画時に現道敷地としての利用も検討するなど、廃道敷地の解消に努めていく。

6 和歌山県水産試験場

監査実施年月日 平成26年12月24日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 報償費において、調査期間の記載を誤り、過渡していた事例があったので、今後このようなことがないよう適正に処理されたい。</p> <p>(2) 旅費受領受任者通帳において発生した預金利息を誤って収入調定していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 今後、報償費の支払については、調査期間や支払金額に誤りがないようチェック体制を強化し、適切に処理するよう職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 今後、当該事例については、常時、通帳（現金の状況）の確認を怠らず、手続を誤ることのないようチェック体制を強化した。</p>

7 和歌山県立串本古座高等学校

監査実施年月日 平成26年12月24日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、納品書に受付印及び担当者の個人印の押印がなされていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 旅行命令簿において、用務地の記載誤りにより旅費額が不足しているので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) ETCカード使用承認・使用管理簿において、使用承認の漏れがあったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 毒物及び劇物等の薬品の保管について、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づき、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 集中調達物品の調達に係る消耗品の納品について、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、納品書への受付印及び個人印の押印に漏れないよう職員に周知徹底を図った。</p> <p>(2) 旅行命令の誤りについては、支給額の不足分の追給処理を行うとともに、今後このようなことのないよう職員に周知徹底を図った。</p> <p>(3) ETCカード使用承認・使用管理簿について、今後このようなことのないよう確認を十分行うとともに、適正に処理するよう職員に周知徹底を図った。</p> <p>(4) 毒物及び劇物等の薬品の保管について、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づき、薬品保管管理簿の作成及び薬品の適正管理を行うよう職員に周知徹底を図った。</p>

8 和歌山県立新宮高等学校

監査実施年月日 平成26年12月24日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 毒物及び劇物等の薬品の保管について、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づき、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 早朝出発夜間帰着の条件を満たさない旅行命令において、早朝出発夜間帰着欄への記入がなされていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 毒物及び劇物等の薬品の保管について、平成10年9月25日付け総第327号総務課長及び学第1052号学校教育課長通知に基づき、薬品保管管理簿の作成及び薬品の適正管理を行うよう職員に周知徹底を図った。</p> <p>(2) 早朝出発夜間帰着の条件を満たさない旅行命令の日当加算額については、返納処理を行うとともに、今後このようなことがないよう職員に周知徹底を図った。</p>